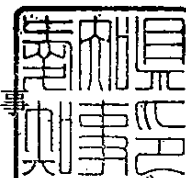


28環活第326-17号

平成29年3月29日

経済産業大臣 殿

愛知県知事



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長（田原市長、豊橋市長、蒲郡市長）の意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避、低減について検討すること。
- (2) 施設の稼働に伴う騒音及び鳥類の風力発電設備への衝突状況等に関する国内外の最新の知見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 事業実施区域周辺の既設の風力発電所（以下「既設風力発電所」という。）について、既設風力発電所の事業者等から騒音の状況及び鳥類の風力発電設備への衝突状況等に関する情報収集に引き続き努めること。また、収集した情報を活用することなどにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 風力発電設備の配置、基数、機種については、今後複数の候補案の中から環境影響評価の結果等を踏まえ決定するとしていることから、その決定の経緯についてわかりやすく示すこと。
- (5) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (6) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音及び振動

- (1) 工事用車両の運行に伴う環境負荷の低減を図るため、風力発電機や工事用資材等の輸送については、可能な限り海上輸送とするよう検討すること。
- (2) 工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動の調査について、平日に調査を行うとしているが、休日に工事を実施する可能性がある場合は、必要に応じて休日にも調査を行うこと。
- (3) 建設機械の稼働及び施設の稼働に係る騒音の調査地点については、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住宅の分布状況の他、事業実施区域周辺の風況も考慮した上で、必要に応じて調査地点を追加すること。

3 水質

工事の実施に伴う水の濁りの調査、予測及び評価に当たっては、土地改変の範囲、造成工事の内容、工事に伴い発生する濁水の発生量、沈砂池の規模、排水ルート等（以下「工事排水計画等」という。）を詳細に示した上で、適切な調査地点及び予測地点を設定すること。

4 動物、植物及び生態系

(1) 工事の実施に伴う水生生物の調査、予測及び評価に当たっては、工事排水計画等を踏まえ、適切な調査地点及び予測地点を設定すること。

(2) 事業実施区域及びその周辺では、チュウヒ等の重要な鳥類の飛翔やねぐら入り行動等が確認され、また事業実施区域より南側には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在していることから、施設の存在及び稼働に伴う鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害、生息地の改変等が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、鳥類に及ぼす影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避、低減に努めること。

(3) 鳥類の調査においては、構造物の回避行動、餌場やねぐら等への移動経路、渡りの経路などの把握が重要となることから、飛翔軌跡や飛翔高度を的確に記録すること。

また、目視調査とレーザーによる調査を併用することなどにより、飛翔高度が正確に調査できているか確認すること。

(4) 鳥類の営巣等を阻害することがないように、できる限り鳥類への影響が小さい方法により調査を行うこと。

(5) 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、動植物の調査結果等を踏まえ、事業実施区域及びその周辺の生態系の特徴を的確に現す生物種等を適切に選定すること。

(6) 現地調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

5 その他

(1) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすく簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。

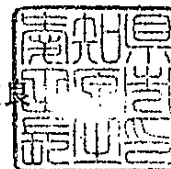
(2) 計画段階環境配慮書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

別添2

28田環第405号
平成29年2月2日

愛知県知事 大村 秀章 殿

田原市長 山下 政良



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価方法書
について（回答）

平成29年2月1日付け28環活第326-4号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 騒音、振動、粉じんの飛散等により事業実施区域周辺住民の生活環境に影響がないようにするとともに、野生動物の生息及び生息地に対して影響がないよう、十分な対策を講じること。



28豊環保第351号
平成29年2月10日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光一



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価方法書について
(回答)

平成29年2月1日付け28環活第326-4号にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

○騒音について

- ・今後の手続きにおいて、騒音の影響予測を十分に行い、環境保全に努めること。
- ・騒音の発生に留意し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

○動物について

- ・希少猛禽類チュウヒについて、引き続き調査を実施するとともに、事業開始後もできるだけ影響を与えないよう配慮すること。その他水鳥類等においても調査を引き続き実施すること。

○景観について

- ・今後の各検討段階において、引き続き眺望景観への配慮をすること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課
連絡先 0532-51-2385



蒲環 第183-7号
平成29年2月15日

愛知県知事 大村秀章 様

蒲郡市長 稲葉 正



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る環境影響評価方
法書について（回答）

平成29年2月1日付け28環活第326-4号で照会のありましたこのこ
とにつきましては、意見はありません。

担当 産業環境部 環境清掃課
環境保全係
電 話 0533-57-4100
FAX 0533-57-3924
Eメール kankyo@city.gamagori.lg.jp

